

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第15回会議（定例会）

1 期 日 令和7年3月21日（金） 開会 午前10時30分
閉会 午後0時17分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
同 副参事兼人事給与室長 神澤 賢
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
教 職 員 課 長 鈴木 克之
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
同 副主査 今関 平

教育振興部

教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 佐々木 恵
同 管理主事 伊藤 忠幸
同 管理主事 服部 貴之
同 管理主事 平野 孝幸
同 管理主事 萩原 拓也
同 管理主事 鈴木 保博
同 主幹兼県立学校人事室長 片岡 紀之
同 高等学校人事班長兼管理主事 大塚 伸昭
同 県立学校人事室特別支援学校
主席管理主事事務取扱人事班長 平井 綾子
同 主席管理主事事務取扱免許班長 初芝 亨

同 管理主事 渡辺 光洋

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 山口 聖剛

同 副主幹 小合 基夫

同 主査 杉本 浩二

同 主査 岡本 多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和6年度第13回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第64号議案から第77号議案の議案14件である。第69号議案から第77号議案は同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第64号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

【教育総務課人事給与室長】

「千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定」について説明する。最初に、改正理由についてだが、令和7年度組織の見直しによるものと、千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管によるものの2つとなっている。次に、2の改正内容について、改正理由ごとに説明する。「(1) 令和7年度組織の見直し」については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものである。組織改正の概要だが、①から④の順に説明する。

まず、①教育委員会全体の働き方改革について、教育委員会全体で横断的に推進していくため、組織上、教職員課の「働き方改革推進班」を教育庁の主管課である教育総務課に移管する。次に、②第3期千葉県教育振興基本計画において、基本目標を実現するための取組として位置付けられている「キャリア教育」をより一層推進するため、教育政策課に「キャリア教育推進室」を新設する。次に、③県教育委員会による学校における問題解決支援を推進するため、児童生徒安全課に「学校問題解決支援班」を新設する。次に、④教員不足対策を推進するため、教職員課の「任用班」及び「免許班」を「任用室」に改組する。以上のような組織改正に伴い、これらを規定する箇所の改正として、第17条、第19条及び第20条を改正し、各課の室班名及び各課の分掌事務について、整理を行うものである。

次に、「(2) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管」については、本県の産業教育全体のあり方を検討するのが本審議会の設置目的であり、教育施策全般を所管している教育政策課へ移管することで、より幅広い観点で対応しようとするものである。この業務移管に伴い、第19条及び第20条を改正し、各課の分掌事務について、整理を行うものである。

施行期日については、令和7年4月1日からを予定している。議案の説明は以上だが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任するようお願いする。

【貞廣教育長職務代理人】

第64号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第64号議案は、原案どおり可決する。

第65号議案 千葉県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

【教職員課長】

第65号議案「千葉県教育職員免許状再授与審査会規則」の制定について説明する。教育職員免許法には、懲戒免職等による失効・取上げの場合、当該失効・取上げの日から3年を経過した者については、新たに申請をすることにより教員免許状を取得することが可能となっているが、令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例において、改善更生の状況など、その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められる場合に限り再授与できると規定された。

また、令和4年3月、文部科学省より、都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項は、都道府県教育委員会規則で定めるよう通知されたことを受け、千葉県教員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定めるものである。

【櫻井委員】

教育職員免許状再授与審査会の委員にはどのような方たちを想定しているのか。

【教職員課長】

医師等の医療関係者、臨床心理士や犯罪心理学者、スクールカウンセラー等の心理関係者、社会福祉士や児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等の福祉関係者、弁護士等の法律関係者、その他教育関係学者や性犯罪の更生プログラムなどに詳しい保護観察官、警察関係者等を想定している。

第三者的な観点から、教育委員会の職員は審査会の委員にはならない。

【櫻井委員】

特定免許状失効者に教育職員免許状の再授与という重要な案件を扱う際に、責任ある立場の教育委員が参加しないという点に不安が残る。「その他教育委員会が認める者」の中に、教育委員がオブザーバーのような形で、参加することは今の設定で可能なのか。

【教職員課長】

可能である。また、特定免許状失効者が免許状を申請した場合には、その事実や内容等を教育委員の皆様には適宜、報告させていただく。

【櫻井委員】

このような会が開かれる、開かれたという内容は是非、教育委員へ速やかに報告してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【花岡委員】

過去に児童生徒へ性暴力を行った者へ教育職員免許状を再授与することがあっていいのかと考えるがいかがか。

【教職員課長】

今までは児童生徒性暴力等の内容で教育職員免許状が失効・取上げになった者も3年間経過すると免許状の再授与が可能であった。しかし、これからは、令和4年4月1日以降に児童生徒性暴力等で免許状を失効・取上げになった者はこの再授与審査会の審議を受け、委員の意見が全員一致しないと免許状の再授与はできないというものである。

【花岡委員】

千葉で免許状を再授与した方が他県に行く、また、他県から千葉県へ来るということがあると考える。児童生徒を安全に守るためにも、そのような方が再び教鞭をとることが無いように別の方法でも、しっかりと管理してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【貞廣教育長職務代理者】

様々意見があると思うが、特定免許状失効者に対して、仕組みをどのように運用していくか。法律、規則を適切に運用し管理していくということをお願いしたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第65号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第65号議案は、原案どおり可決する。

第66号議案 県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

第67号議案 県立学校職員服務規定の一部を改正する訓令の制定について

【教職員課長】

議案第66号及び67号議案については、関連するので、一括して説明する。第66号議案、「県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明する。本件は、令和7年4月1日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始されることを受け、県立学校職員の出勤簿を廃止するものである。

次に、第67号議案、「県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を説明する。本件は、前述の「県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」で、説明したとおり、令和7年4月1日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始されることを受け、県立学校職員の出勤簿を廃止するものである。また、庶務共通事務処理システムを利用できる職員の服務整理簿を廃止し、休暇等の申請・承認を庶務共通事務処理システムで行うものである。さらに、庶務共通事務処理システムを利用できる職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願ったときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなすものである。

施行期日については、令和7年4月1日を予定している。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第66号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第66号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第67号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第67号議案は、原案どおり可決する。

第68号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教職員課長】

第68号議案「懲戒処分の指針の一部改正について」、説明する。本件は、学校における適切な教育環境の整備と児童生徒の安全の確保及び所属職員に対する指導及び非行防止のための措置を、より一層充実させるため、監督責任について、量定の見直しを行うものである。改正内容だが、「懲戒処分の指針」6 監督責任関係（1）指導監督不適正について、部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、停職、減給又は戒告とし、停職処分を行うことができるようにするものである。

今回の改正については、令和7年4月1日以降に発生した事案から適用する。

【貞廣教育長職務代理者】

第68号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第68号議案は、原案どおり可決する。

委員報告 卒業式臨場について

【櫻井委員】

3月11日火曜日、千葉県立特別支援学校流山高等学園の卒業式に臨場した。生徒から力を感じ、さらに発展していくと良いという思いを抱いた。素晴らしい式を執り行い、卒業生が立派に巣立っていったことを報告する。

<傍聴・報道 退出>

第69号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第70号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第71号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第72号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第73号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第74号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第75号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第76号議案 県立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第77号議案 教育庁等職員の人事について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和7年4月16日 署名人